



特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

(あて先) 千葉市長

令和 年 月 日

地方税法施行令第48条の9の11の規定により、次のとおり届けます。													
所在地 (住所)	〒												
フリガナ													
名称 (氏名)													
代表者の 職氏名									電話番号				
法人番号												担 当 者	(連絡先)
特別徴収義務者 指定番号	0	6										※市区町村ごと に異なります	(氏名)
関与税理士 署名												(連絡先)	

理由	1 給与の支払いを受ける者が 常時10人未満でなくなった	事実の発生日 令和 年 月 日 現在の給与支払人数 人
	2 その他	(具体的な内容)

【注意事項】

- 納期の特例の承認を受けた後、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなった場合は、この届出書を速やかに千葉市長に提出してください。
- 事実の発生日の属する月分以前に徴収した税額は、翌月の10日までに納入し、その後に徴収した税額は、通常の納期限に納入してください。
例) 事実の発生日が2月の場合
 - 12月～2月分は、2月分として3月10日までに一括納入
 - 3月分以降は、各月の翌月の10日までに納入

【提出先】 〒261-8582 千葉市美浜区真砂5丁目15番1号 千葉市 西部市税事務所 市民税課